

亀岡市と朝日放送グループホールディングス株式会社との
地域コンテンツのデザインと発信による地域創生に関する包括連携協定書

亀岡市（以下「甲」という。）と朝日放送グループホールディングス株式会社（以下「乙」という。）は、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互に連携を図り、双方の保有する資源を有効に活用することにより、甲のより一層の地域の活性化及び市民サービスの向上を図り地域創生に資することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携し、協力する。

- （1）産業振興及び観光振興に関すること。
- （2）地域の情報発信に関すること。
- （3）地域課題の解決に関すること。
- （4）地域創生の推進に関すること。
- （5）その他、イベント等、市民サービス向上に関すること。
- （6）前条の目的を達するために必要な事項に関すること。

（定期協議）

第3条 甲及び乙は、前条各号に定める事項を効果的に推進するため、甲乙それぞれに連絡調整窓口を設置し、定期的に協議を行うものとする。

（情報開示）

第4条 甲及び乙は、本協定に基づく連携の実施に当たり、相手方から知り得た情報については、事前に相手方の書面による承諾を得た場合に限り第三者に情報を開示できるものとする。また、甲が法令により開示を求められた場合にも開示できるものとする。本協定の終了後においても同様とする。

（協定内容の変更）

第5条 甲又は乙のいずれかから、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（期間）

第6条 本協定の有効期間は、本協定の締結の日から1年間とする。ただし、本協定の有効期間満了の日の1ヶ月前までに甲乙いずれからも書面による終了の意思表示がない場合には、本協定の有効期間を当該満了の日の翌日から起算して1年間延長するものとし、以後も同様とする。

（協定の範囲）

第7条 甲及び乙は、本協定の締結により、乙のグループ会社による甲への取材、報道に一切の影響が生じないことを確認する。また、甲による乙への優先的取扱いがないことも確認する。

（その他）

第8条 本協定に定めのない事項及び本協定に定める事項に関し疑義等が生じた場合は、甲及び乙は協議してこれを定めるものとする。

以上、本協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙両者署名の上、各自その1通を保有する。

令和4年4月18日

甲：京都府亀岡市安町野々神8
亀岡市

亀岡市長

桂川孝裕

乙：大阪府大阪市福島区福島一丁目1番30号
朝日放送グループホールディングス株式会社

代表取締役社長

沖中進